

警察常任委員会資料

令和4年9月16日

警察職員の逮捕事案の発生について

1 当該職員

警察本部 巡査部長 男性 50歳

2 事案概要

当該職員は、令和4年9月12日午後10時47分頃、当該職員方において、借金のことで口論となり、妻(48歳)の顔面を右手拳で数回殴打する暴行を加えたもの。

令和4年度9月補正予算（緊急対策）案の計上予定額

1 補正予算（緊急対策）案の目的

県有施設等燃料高騰対策として、原油価格等の高騰に伴い、電気料金、ガス料金に係る燃料費調整単価等が高騰していることから、不足が生じる庁舎に係る電気・ガス料金及び信号機等の交通安全施設に係る電気料金の予算について増額をするため

2 補正予算（緊急対策）案の計上予定額

326,000千円

(単位：千円)

区 分	金 額	参 考 事 項
電気料金	280,000	
警察庁舎	223,000	本部・警察署庁舎等
交通安全施設	57,000	信号機等
ガス料金	46,000	本部・警察署庁舎等
計	326,000	

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（警察関係部分）

1 制定の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正

- ア 職員の定年年齢を改める(第3条、附則第7・8項関係)。
- イ 管理監督職の範囲を定める(第6条関係)。
- ウ 管理監督職勤務上限年齢を定める(第7条関係)。
- エ 管理監督職勤務上限年齢制による降任に関する遵守事項を定める(第8条関係)。
- オ 定年前再任用短時間勤務職員の任用について定める(第12条関係)。
- カ 情報提供・意思確認制度を定める(附則第9・10項関係)。

(2) 職員の給与等に関する条例の一部改正

- ア 60歳以後の給料月額を定める(附則第7条関係)。
- イ 管理監督職勤務上限年齢調整額を定める(附則第8条から10条まで関係)。

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

- ア 60歳以後の退職手当の基本額の特例を定める(第5条の2・4関係)。
- イ 60歳以後の退職手当を定年退職扱いにすることを定める(附則第13条から15条まで関係)。

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

新旧对照表

現 行

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 医師及び歯科医師のうち、別表第1に掲げる施設等において医療業務に従事する者及び別表第2に掲げる施設等の長 年齢65年
- (2) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員 年齢63年

改 正 案

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、別表第1に掲げる施設等(兵庫県病院事業の病院及び診療所を除く。)において医療業務に従事する者及び別表第2に掲げる施設等の長の定年は、年齢70年とする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 地公法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師及び歯科医師のうち、別表第1に掲げる施設等において医療業務に従事する者が占める職及び別表第2に掲げる施設等の長を除く。)とする。

- (1) 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第17条の3第1項、公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)第20条第1項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)第6条の3及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年兵庫県条例第18号)第11条に規定する者が占める職
- (2) 防災監
- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものが占める職
 - ア その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
 - イ その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの
- (4) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職
- (5) 警察職給料表の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものが占める職
 - ア その職務の級が8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの
 - イ その職務の級が7級である職員
 - ウ その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 地公法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、地公法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「地公法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命」と読み替えるものとする。

現 行

附 則
1～6 (略)

改 正 案

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附 則

1～6 略

(定年に関する経過措置)

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する医師又は歯科医師を除く。）に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあっては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあっては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該

現 行

- 別表第1（第3条関係）
- 1 病院及び診療所
 - 2 保健所
 - 3 社会福祉施設
 - 4 その他医療業務を行う施設等
- 別表第2（第3条関係）
- 1 県立健康科学研究所
 - 2 県立総合衛生学院

改 正 案

職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 別表第1（第3条、第6条関係）
- 1 病院及び診療所
 - 2 保健所
 - 3 社会福祉施設
 - 4 その他医療業務を行う施設等
- 別表第2（第3条、第6条関係）
- 1 県立健康科学研究所
 - 2 県立総合衛生学院

現 行

附 則
第1条～第6条 略

改 正 案

附 則
第1条～第6条 略

(特定日以後の給料月額の特例)

第7条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年兵庫県条例第 号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第8条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条第1項の規定により当該職員が受けていた給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

現 行

改 正 案

(特定任命により職員となった者の管理監督職勤務上限年齢調整額)
第9条 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7条第1項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額)
第10条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8条第1項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 2 附則第8条第1項、前条1項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2条又は前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

現 行

改 正 案

(特定理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間(第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等、職員の給与等に関する条例附則第7条第1項の規定による給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由(以下「特定理由」という。)によりその者の給料月額が減額がされたことがある場合において、当該特定理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(特定任命により職員となった後に退職した者の退職手当の基本額に係る特例)
第5条の4 第5条の2(前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額または給料月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。)とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。))により職員となった後に退職した者」と、「地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額又は給料月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額又は給料月額のうち」と、同条及び前条第3項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額等」と読み替えるものとする。

附 則

(60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例)
第13条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13条」とする。

附 則

現 行

改 正 案

第14条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14条」とする。

第15条 前2条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として任命権者が別に定める職員

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定(案)について

趣旨

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限に活用するため、公務員の定年を段階的に引き上げるとともに、定年の引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することで公務効率の確保を図ることを目的として、60歳で管理監督職から降任する管理監督職務上限年齢制(いわゆる「役職定年制」)を導入。その他、所要の措置を講ずるもの。

定年引上げに係る各種制度の概要

1 定年年齢の引上げ

国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても、段階的に引き上げ、65歳とする。
※ ただし、定年を65歳とすることが実情に即さないと思われるときは、条例で別の定めをすることができる。

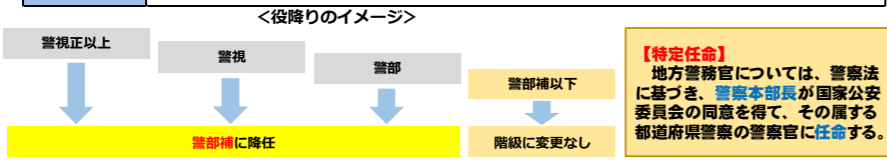
Table with 6 columns: 原則 (定年年齢, 対象者), 医師職(※1) (定年年齢, 対象者), 技能労務職(※2) (定年年齢, 対象者). Rows show age increases from 60 to 65 for various career stages.

※1 医師及び歯科医師のうち診療所等で医療業務に従事する者(=現行の65歳定年が設定されている職)
※2 用務員及び調理員(現行の63歳定年が設定されている職)

2 役職定年制(管理監督職務上限年齢制)の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職務上限年齢制(役職定年制)を導入する。

Table with 2 columns: 規定(案), 管理監督職の範囲. Details include principles, application exceptions, and retirement age (60 years).



3 任命権者等による情報提供・意思確認

- 任命権者は、職員に対して60歳以後の処遇に関する情報提供を行う。
その上で、60歳以後の勤務について職員の意思を確認する。

【地方警務官】

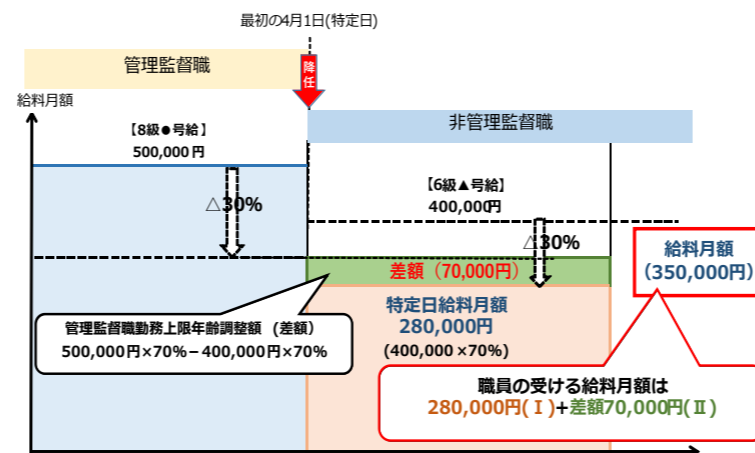
地方警務官に対する情報提供・意思確認は、任命権者である国家公安委員会ではなく、県警察本部長が、条例で定めるところにより実施。

4 60歳に達した職員の給与

- 60歳に達した職員の給料月額を、7割水準とする。
給料月額に連動する手当についても同様。
管理監督職の職員が降任等をされた場合、降任と給料月額の7割措置により給料が二重に引き下げられることとなる。
このため、特定日以後、7割措置の給料月額に加え、管理監督職務上限年齢調整額(差額)を支給する。

I 特定日以後の給料月額(給料表の級号給×70%)
II 管理監督職務上限年齢調整額(=降任前の給料月額×70%-特定日以後の給料月額)
合計で60歳時の7割となる

《役降りを伴う職員の給与イメージ》



5 60歳に達した職員の退職手当

- 60歳超の給料が7割水準となる職員に対し、退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)を適用する。
60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の支給率は、退職事由を「定年退職」として算定する。

6 再任用制度

- 定年前再任用短時間勤務(60歳～定年年齢まで)
60歳以後に退職した者を、短時間勤務の職で再任用することができる。
任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。
勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度(短時間)と同様。
暫定再任用(定年年齢～65歳まで)
定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年年齢以降も65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する。
勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様。

主な条例改正事項

※ 赤字は警察関係部分

【職員の定年等に関する条例】

- 職員の定年を65歳、医師、歯科医師の定年を70歳に改める(第3条・附則第7項・第8項関係)。
管理監督職を管理職手当支給職、防災監、行政職7級以上、研究職4級又は5級、警視又は警部の階級にある警察官、警察職員(行政職)の課長補佐相当と定める(第6条関係)。
管理監督職務上限年齢を60歳と定める(第7条関係)。
任命権者(警察本部長)が、職員(特定地方警務官)に対して管理監督職からの降任(特定任命)を行うに当たり遵守すべき事項を定める(第8条第1項・第2項関係)。
60歳以後に退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用できることを定める(第12条関係)。
任命権者(警察本部長)が、職員(特定地方警務官)が60歳に達する前年度に、60歳以後の任用等に関する情報を提供し、60歳後の勤務の意思を確認することを定める(附則第9項・第10項関係)。

【職員の給与等に関する条例】

- 60歳以後の給料月額を7割水準とすることを定める(附則第7条関係)。
管理監督職から降任(特定任命)された職員(特定地方警務官)の管理監督職務上限年齢調整額を定める(附則第8条・第9条・第10条関係)。

【職員の退職手当に関する条例】

- 職員(特定任命された職員)の60歳以後の退職手当の基本額の特例を定める(第5条の2・4関係)。
職員の60歳以後の退職手当を定年退職扱いにすることを定める(附則第13条・第14条・第15条関係)。

【その他の関連条例】

- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例
⇒ 引用条文を修正
兵庫県職員定数条例
⇒ 短時間勤務再任用職員の項目を削除
職員の勤務時間、休暇等に関する条例
⇒ 短時間勤務再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に修正
職員の再任用に関する条例
⇒ 定年条例の附則で暫定再任用制度を規定するため廃止

専決処分の承認について

1 専決処分の内容

兵庫県警察本部警備部機動隊（以下「機動隊」という。）の隊員（以下「亡き隊員」という。）の自殺に係る損害賠償請求事件について、兵庫県敗訴の判決が言い渡され、令和4年7月6日、兵庫県はこの判決を不服として、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を受けて控訴した。

2 損害賠償請求事件の概要

(1) 訴訟の原因となった事実

平成27年10月6日、亡き隊員が、機動隊敷地内の寮の自室において自殺を図り、同月15日、死亡した。

(2) 本件訴訟の提起

亡き隊員の両親である原告らは、亡き隊員が機動隊内において、先輩隊員等からパワーハラスメントやいじめに該当する違法な指導等（以下「パワハラ行為」という。）を受けた結果、うつ病を発症し、自殺に追い込まれて死亡したとして、兵庫県に対し、逸失利益等8,050万1,384円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起した。

(3) 判決結果

令和4年6月22日、神戸地方裁判所は、「先輩隊員の行為と亡き隊員のうつ病の発症及び自殺との間に相当因果関係を認めることはできない。」とする一方で、「先輩隊員は、ミスの多い亡き隊員に目をつけて、殊更、同人に厳しく対応していたとみるのが相当であり、そのような態様による叱責が、指導として社会通念上相当性を有するものとは認め難く、これが亡き隊員に対して精神的苦痛を与えるものであることは明らかであるから、先輩隊員の行為は、違法なパワハラ行為に該当すると認められる。」などとして、兵庫県に対し、100万円の支払を命じた。

3 控訴理由

先輩隊員は、亡き隊員が仕事に対する丁寧さに欠け、同じミスを繰り返していたことから、ミスを改善させるために必要な指導を行っていたものであり、パワハラ行為に該当するような違法な指導が行われた事実はないことから、先輩隊員の行為を違法なパワハラ行為とする原判決の認定は、著しく不当である。

4 議会の承認

控訴期限までに議会を招集する時間的余裕がなく、知事の専決処分を受けて控訴を提起したことから、議会に報告し承認を求める。

警察常任委員会資料
令和4年9月16日

県の出資等に係る法人の経営状況

警 察 本 部

目 次

I 総括	-----	3
II 決算状況について	-----	4
1 令和3年度事業の概要	-----	4
(1) 総括的事項	-----	4
(2) 事業実績等具体的事項	-----	4
ア 暴迫思想普及啓発事業	-----	4
イ 暴力排除活動推進支援事業	-----	5
ウ 暴力相談事業	-----	6
エ 少年に対する暴力団の影響排除事業	-----	6
オ 暴力団離脱者支援事業	-----	6
カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業	-----	7
キ 不当要求防止責任者講習事業	-----	7
ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業	-----	7
ケ 暴力団被害者救済支援事業	-----	7
III 事業計画について	-----	8
1 令和4年度事業の概要	-----	8
(1) 総括的事項	-----	8
(2) 具体的事項（事業計画等）	-----	8
ア 暴迫思想普及啓発事業	-----	8
イ 暴力排除活動推進支援事業	-----	8
ウ 暴力相談事業	-----	9
エ 少年に対する暴力団の影響排除事業	-----	9
オ 暴力団離脱者支援事業	-----	9
カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業	-----	10
キ 不当要求防止責任者講習事業	-----	10
ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業	-----	10
ケ 暴力団被害者救済支援事業	-----	10

公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター

I 総括

法人名		公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター		所在地	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部内							
設立年月日	平成4年4月1日	所管課	警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課									
設立目的												
暴力団の存立基盤の根絶を図るため、県民の暴力団追放思想を高揚し、行政、地域及び職域による暴力団排除活動の推進を支援するとともに、暴力団に関する相談や被害者の救済支援事業を行い、もって明るく住みよい社会づくりの実現に寄与することを目的とする。												
基本財産		1,500,000,000円										
うち本県出捐金の額		1,100,000,000円 (比率 73%)										
主な出捐団体		神戸市 (200,000,000円) その他の市町 (200,000,000円)										
役・職員 の 状 況	役員数	役員数 17人 常勤 1人 (うち県派遣 0人、その他 1人) 非常勤 16人 (うち県派遣 3人、その他 13人) 職員数 9人 (うち県派遣 4人、その他 5人)										
		職・氏名				常勤・非常勤の別						
	代表者	理事長	植村 武雄			非常勤						
	その他の役員	専務理事	坂本 武安			常勤						
		理事	菊井 公策			非常勤						
		理事	原 孝			非常勤						
		理事	友藤 富士子			非常勤						
		理事	南 喜樹			非常勤						
		理事	鈴木 克司			非常勤						
		理事	姫田 正憲			非常勤						
		理事	数元 康治			非常勤						
		理事	野母 亮平			非常勤						
		理事	松田 隆			非常勤						
		理事	大木 盛生			非常勤						
		理事	竹谷 昭宏			非常勤						
		理事	福井 豊			非常勤						
		理事	新木 健一			非常勤						
		監事	一幡 孝明			非常勤						
監事		中野 剛志			非常勤							
組織概要		理事長 専務理事 —— 事務局長 —— 事務局次長 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>総務課 (1名)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>広報相談課 (4名)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>業務課 (2名)</td> </tr> </table>					{	総務課 (1名)	{	広報相談課 (4名)	{	業務課 (2名)
{	総務課 (1名)											
{	広報相談課 (4名)											
{	業務課 (2名)											

II 決算状況について

1 令和3年度事業の概要

(1) 総括的事項

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)は、「暴力団の活動実態」と「暴力団追放意識」をより一層、県民に浸透させるため、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、

- 暴力団排除意識の高揚と活発な啓発活動
- 各種暴力団排除活動の効果的な支援
- 暴力相談活動の適正な実践
- 暴力団被害者救済支援活動の着実な推進

を大きな柱として、積極的な事業の推進に努めている。

(2) 事業実績等具体的事項

ア 暴追思想普及啓発事業

(ア) 暴力団追放運動功労者表彰表彰式開催事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「第30回暴力団追放兵庫県民大会」を中止し、暴力団追放運動功労者表彰表彰式を開催した。

(イ) 広報刊行事業

暴力団追放思想の普及啓発のため、機関紙、パンフレット、ポスター、ステッカー等17種類(107,700部)を作成・発行した。

(ウ) 広報活動実施事業

ホームページをはじめとして、行政機関等の各種広報誌に広告掲載するなど、より多くの県民に「暴力団の実態」や「暴追センターの事業」を分かりやすく周知させる広報活動に心掛けた。

また、暴力団追放運動支援自販機の設置については、令和3年度末時点で17台が稼働中である。

a ホームページによる広報

令和3年度は合計64,206件(日本語62,404件、英語1,802件)のアクセスがあった。

b 各種広報誌等への広告掲載

青少年ひょうご等の各種広報誌による啓発広告を掲載した。

c ビジョン広報

阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、園田競馬場、尼崎センタープール、アマゴッタ、ボートピア等の大型ビジョン及びJ R新神戸駅他県内J R45駅や神戸市、姫路市及び淡路市役所等の電子看板により、暴追センターが製作した暴力団追放に係るCMを放映した。

(エ) 暴力団対策ビデオの貸出事業

全国暴力追放運動推進センターが企画した暴力団対策ビデオを、各研修や不当要求防止責任者講習等で上映するなど教材として活用した。

また、その他の各種暴力団対策ビデオの無償貸出により、企業・行政が行う暴力団排除研修会で上映するなど、有効に活用した。

(オ) 暴力団追放標語の募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動推進センターと連携して、中学・高校生の部及び一般の部を対象に「全国統一モデル標語」の募集を実施した。

イ 暴力排除活動推進支援事業

(ア) 地域からの暴力団排除推進支援事業

a 暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動に対する支援

暴力団排除機運をより一層醸成させるため、暴力団追放運動の進め方の指導や各種会合への出席、グッズの貸し出し、ポスター、ステッカーの提供など、地域の住民運動を全面的に支援した。

b 暴力団追放運動推進支援金の支給

暴力団追放運動推進支援金支給規程に基づき、地域の暴力団追放運動をより活発に、より強力に推進できるよう、地域で積極的に活動している団体に対して、20万円を限度として暴力団追放運動推進支援金を支給している。

令和3年度は、県下46団体に総額約160万円を支給した。

c 地区暴力団追放キャンペーン等への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの地区では暴力団追放大会が中止となったが、代替措置として開催された暴追表彰やキャンペーンでは、グッズ(のぼり、たすき、はっぴ等)の貸し出し、ポスター等を提供するなどの支援活動を実施した。

d 暴力追放指導員の活動

潜在化している暴力団等による被害などについて住民の声を広く集め、暴力団追放活動に関する地域住民の意見・要望を暴追センターの各種事業に反映させるため、各地域の暴力団追放運動のリーダー的立場の者に対して「暴力追放指導員」の委嘱を行い、地域に根ざした暴力団排除活動の推進を図った。

e 兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会の支援

令和3年7月30日、県内25の暴力団排除組織によって編成されている「兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会」(平成14年10月23日設立)の代表者会を開催し、組織間の相互連携を密にするとともに、協議会の活性化、警察との連携強化を図った。

(イ) 行政からの暴力団排除推進支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、暴排研修会の開催はなかったものの、暴排啓発資料の提供を行うなどして、行政からの暴力団排除推進支援事業を実施した。

(ウ) 職域からの暴力団排除推進支援事業

各企業・団体が開催する暴力団排除研修会において、講師派遣要請を受け、専任講師を事業所等に派遣したほか、パンフレット、ポスター等の配付を行うなどの支援を実施した。

また、暴排センター役・職員が、各種団体の定期総会に参加し、職域暴排組織との連携強化を図った。

ウ 暴力相談事業

令和3年4月1日、加古川相談所を姫路相談所へ統合し、神戸、尼崎及び姫路の3か所において常設の暴力相談所を置き、警察OBを暴力追放相談委員として常駐させ、県民からの各種暴力相談に応じた。

また、常設相談所だけではなく、より多くの県民等から相談に応じるために、暴力追放相談委員が、毎週火曜日に神戸市役所市民相談室に出向いたり、不当要求防止責任者講習時に臨時の相談所を設けるなどの巡回相談を実施した。

令和3年度の相談受理件数は244件で、前年度と比較して30件減少した。

エ 少年に対する暴力団の影響排除事業

(ア) 少年指導委員に対する啓発

少年に対する暴力団の影響を排除し、暴力団への加入を阻止する等の活動をより効果的に行うため、県下6ブロックで開催された少年指導委員研修会において暴排啓発資料を提供するとともに、一部の会場においては暴排センター職員による講習を実施した。

(イ) 啓発広告の掲載

中学・高校の卒業時期を控えた2月、兵庫県が発行している「青少年ひょうご」に「青少年を暴力団から守ろう」のフレーズを盛り込んだ啓発広告を掲載した。

(ウ) 暴力団等反社会的勢力排除教室

暴排センター職員が県下の中学校、高等学校に案内を送り、暴排教室の開催を募ったところ、定時制高等学校1校からの開催依頼を受け、生徒140人教師30人に対し同教室を実施した。

オ 暴力団離脱者支援事業

(ア) 兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会の開催

例年、暴力団離脱者の社会復帰対策の一環として、「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」の総会を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面決議とした。

(イ) 暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充

暴力団離脱者の社会復帰の出発点となる暴力団離脱者受入賛助事業所（以下「受入賛助事業所」という。）の拡充を図るため、県警、社会復帰アドバイザー及び刑務所出所者の就労支援を実施しているNPO法人「兵庫県就労支援事業者機構」と連携し、受入賛助事業所の拡充に努めた。令和3年度末で、52事業所が登録している。

また、新たに広報用チラシを作成し、不当要求防止責任者講習等において配布するとともに、暴追センターホームページにも掲載して周知を図った。

(ウ) 広域連携協定

平成28年4月1日、暴力団離脱者の就労支援事業の活性化を目的として福岡県警他18都府県により「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」（通称：広域連携協定）が発足されたものであるが、当暴追センターも平成28年12月1日に加入し、令和3年度末現在、36都道府県の暴追センターが加入している。

カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業

当暴追センターは、平成25年7月25日付で国家公安委員会から「適格センター」として認定された。

令和3年11月、尼崎市内に所在する神戸山口組系傘下組織事務所に対し使用差止仮処分命令の申立てを行い、翌12月に決定を得た。当該事務所は、令和4年3月に民間業者に売却され更地となった。

他に、令和4年3月、神戸市内に所在する六代目山口組系傘下組織事務所に対し、使用差止仮処分命令の申立てを行い、同年5月及び6月に決定を得た。

また令和3年度中に、平成29年10月に使用差止仮処分命令の決定を得ていた、淡路市所在の神戸山口組傘下組織事務所（元神戸山口組の主たる事務所）について淡路市が購入したほか、平成30年9月に同仮処分命令の決定を得ていた尼崎市所在の絆會主たる事務所と令和元年12月に同仮処分命令の決定を得ていた同市内に所在する絆會系傘下組織事務所については民間業者が購入し、いずれも更地となった。

キ 不当要求防止責任者講習事業

兵庫県公安委員会の委託を受け、不当要求防止責任者講習を37回(受講者2,110人)実施した。

ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業

- (ア) 暴力団に関する情報の収集管理と活用等、事業目的達成のための調査活動を推進した。
- (イ) 効果的な広報活動等に反映させるため、県警暴力団対策課と連携を密にして暴力団情勢の把握に努めた。

ケ 暴力団被害者救済支援事業

暴力団等から危害を受けるおそれが高い保護対象者に対し継続して「暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業」を実施した。

Ⅲ 事業計画について

1 令和4年度事業の概要

(1) 総括的事項

暴追センターの設立目的である「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」の実現をめざし、暴力団追放活動の中核としての役割を果たしていく。

(2) 具体的事項（事業計画等）

ア 暴追思想普及啓発事業

(ア) 広報刊行事業

広報紙、ポスター、暴排条例・暴対法についてのパンフレット等を作成し、暴力団排除機運の醸成や条例に関する県民意識の高揚を図るとともに、広く県民に暴力団追放思想の普及啓発を図る。

(イ) 広報活動実施事業

広告媒体を活用し、暴追センターの事業内容等の広報に努める。

(ウ) 暴力団追放兵庫県民大会開催事業

第31回暴力団追放兵庫県民大会を開催し、県民の暴力団追放意識の高揚を図る。

(エ) 暴力団対策ビデオ購入貸出事業

暴力団対策のための研修ビデオを購入し、各地暴力団追放大会や研修会等で上映するとともに、企業等に貸出を行い、暴力団追放思想の普及を図る。

(オ) 暴力団追放ポスター等募集事業

ポスター、標語の募集を広く行い、県民の暴力団追放意識の高揚を図る。

(カ) 暴力追放運動支援自販機設置事業

暴追広告を掲示した自動販売機を設置し、売上金の一部を活動支援金とする。

イ 暴力排除活動推進支援事業

(ア) 地域からの暴力団排除推進支援事業

暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動や、運動に必要な活動資金の補助等、地域における暴力団排除活動の推進を支援する。

(イ) 行政からの暴力団排除推進支援事業

県、市町の許認可事務、給付事務、公共工事等から暴力団を排除するため、行政対象の研修会を開催するとともに、各自治体における条例の効果的な運用に向け、情報交換、資料提供を行うなどの支援を実施する。

(ウ) 職域からの暴力団排除推進支援事業

職域における会議、研修会等への職員の派遣や資料提供を行い、職域における暴力団排除活動の推進を支援する。

ウ 暴力相談事業

(ア) 暴力相談実施事業

県下3か所（神戸、尼崎及び姫路）の暴力相談所において、暴力追放相談委員が県民からの暴力相談に応じる。

(イ) 弁護士相談実施事業

必要に応じて、暴追センターが暴力追放相談委員として委嘱した弁護士が暴力相談に応じる。

(ウ) 巡回暴力相談実施事業

不当要求防止責任者講習の会場等において、臨時の暴力相談所を開設し、参加者等からの暴力相談に応じる。

エ 少年に対する暴力団の影響排除事業

(ア) 少年対策活動事業

少年向け啓発パンフレットの作成配付及び中高生を対象とした暴力団等反社会的勢力排除教室を実施し、少年を暴力団から守るための活動を実施する。

(イ) 少年指導委員研修会開催事業

県警少年課と連携して、少年指導委員に対する研修を6ブロック（神戸、阪神、東播、西播、但馬、淡路）ごとに実施する。

オ 暴力団離脱者支援事業

(ア) 就業関係機関連絡会開催事業

兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会を開催する。

(イ) 暴力団離脱者雇用給付金支給事業

暴力団離脱者の社会復帰対策の強化及び受入賛助事業所の拡充及び受入体制を整備する目的で、受入賛助事業所が、離脱者を雇用した際、一人あたり最長1年間で104万円を上限に支給される制度を活用し、暴力団離脱者の社会復帰に向けた支援を実施する。

(ウ) 暴力団離脱者受入企業整備促進事業

暴力団離脱者を雇用した事業所又は雇用主に対して、民事又は刑事上の損害を与えた場合、その態様に応じた補償金を支給するもので、補償期間は就労から3年間で一人当たり累計200万円まで補償する。

(エ) 就業等更生支援活動事業

暴力団離脱者が就労した企業を訪問し、離脱者を激励するとともに、必要に応じ協力企業に対し、慰労・激励金品を支給する等、暴力団離脱者の就業等更生を図る支援活動を行う。また、離脱就労した者で希望する者に義肢（義指）製作者を紹介し、必要に応じて、その費用を補助する。

(オ) 暴力団離脱者一時援助事業

暴力団離脱者の社会復帰を援助するため、暴力団離脱者からの申請により暴力団離脱

者一時援助費を支給する。

カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業

暴力団事務所の付近住民等より、事務所使用差止請求の委託を受けたときは、暴迫センターの名をもって裁判上又は裁判外の事務を処理する。

キ 不当要求防止責任者講習事業

公安委員会からの委託を受け、企業等が選任した不当要求防止責任者に対する講習を実施する。

これまでの対面型の講習に加え、オンライン型の講習を実施する。

ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業

適正かつ効果的な事業運営を行うため、他県暴迫センターや関係機関の活動内容に対する調査や暴力団排除に関する文献等の購入、各種研修会等への参加等を実施する。

ケ 暴力団被害者救済支援事業

(ア) 訴訟費用貸付事業

訴訟に必要な資金の一部を貸し付けることにより、民事訴訟を支援する。

(イ) 暴力団被害者見舞金支給事業

暴力団の対立抗争事件等により、身体又は財産に相当程度の被害を受けた者に見舞金を支給する。

(ウ) 暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業

暴力団等から危害を受けるおそれが高い保護対象者に民間警備会社のホームセキュリティサービスを活用した支援を実施する。

(エ) 「ふるさとひょうご寄附金」制度の活用

ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）を活用して、兵庫県内の暴力団事務所撤去に要する訴訟費用を支援する。

警察常任委員会資料
令和4年9月16日

県の出資等に係る法人の経営状況

(財務諸表等)

警 察 本 部

目 次

1	令和3年度決算	
	貸借対照表	3
	正味財産増減計算書	4
	正味財産増減計算書内訳表	6
	財務諸表に対する注記	8
	附属明細書	10
	財産目録	11
2	令和4年度予算	
	収支予算書	12

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	9,383,410	12,462,378	△ 3,078,968
未収金	7,614,603	3,474,603	4,140,000
前払金	311,960	219,260	92,700
流動資産合計	17,309,973	16,156,241	1,153,732
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	290,000	290,000	0
投資有価証券	1,499,710,000	1,499,710,000	0
基本財産合計	1,500,000,000	1,500,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,830,619	1,483,298	347,321
減価償却引当資産	3,883,722	3,782,617	101,105
暴力団追放事業基金引当資産	64,808,738	65,361,925	△ 553,187
暴力団排除訴訟支援費用準備資金	10,000,000	7,666,000	2,334,000
神戸市暴力団事務所使用差止請求資金	674,500	681,800	△ 7,300
暴力団追放推進資産	0	0	0
什器備品	1	1	0
特定資産合計	81,197,580	78,975,641	2,221,939
(3) その他固定資産			
建物附属設備	743,384	843,496	△ 100,112
構築物	0	190,530	△ 190,530
車両運搬具	1	1	0
什器備品	145,809	210,958	△ 65,149
電話加入権	347,454	347,454	0
ソフトウェア	146,287	204,801	△ 58,514
出資金	10,000	10,000	0
投資有価証券	37,262	37,475	△ 213
その他固定資産合計	1,430,197	1,844,715	△ 414,518
固定資産合計	1,582,627,777	1,580,820,356	1,807,421
資産合計	1,599,937,750	1,596,976,597	2,961,153
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,843,437	3,176,981	△ 333,544
前受金	60,000	20,000	40,000
預り金	120,455	95,550	24,905
賞与引当金	2,352,811	2,168,074	184,737
流動負債合計	5,376,703	5,460,605	△ 83,902
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,830,619	1,483,298	347,321
固定負債合計	1,830,619	1,483,298	347,321
負債合計	7,207,322	6,943,903	263,419
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取負担金	674,500	681,800	△ 7,300
受取寄付金	1,500,000,000	1,500,000,000	0
受贈什器備品	1	1	0
指定正味財産合計	1,500,674,501	1,500,681,801	△ 7,300
(うち基本財産への充当額)	(1,500,000,000)	(1,500,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(674,501)	(681,801)	(△7,300)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	92,055,927	89,350,893	2,705,034
(うち特定資産への充当額)	(78,692,460)	(76,810,542)	(1,881,918)
正味財産合計	1,592,730,428	1,590,032,694	2,697,734
負債及び正味財産合計	1,599,937,750	1,596,976,597	2,961,153

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	19,132,121	19,132,121	0
基本財産受取利息	19,132,121	19,132,121	0
② 特定資産運用益	530,312	546,524	△ 16,212
特定資産受取利息	530,312	546,524	△ 16,212
③ 受取補助金等	18,704,000	12,996,000	5,708,000
受取地方公共団体補助金	4,140,000	0	4,140,000
受取民間補助金	2,000,000	200,000	1,800,000
受取公安委員会受託収益	12,564,000	12,796,000	△ 232,000
受取民間補助金振替額	0	0	0
④ 受取負担金	2,100,000	0	2,100,000
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	2,100,000	0	2,100,000
⑤ 受取寄付金等	24,463,674	23,972,487	491,187
受取寄付金	3,088,674	3,052,487	36,187
受取賛助金	20,875,000	20,420,000	455,000
受取寄付金振替額	500,000	500,000	0
⑥ 雑収益	1,570	1,570	0
受取利息	212	211	1
雑収益	1,358	1,359	△ 1
経常収益計	64,931,677	56,648,702	8,282,975
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	5,200,000	5,200,000	0
報酬	6,457,566	9,060,690	△ 2,603,124
給料手当	7,405,990	6,342,982	1,063,008
賞与引当金繰入	1,984,346	1,796,147	188,199
報償費	0	0	0
退職給付費用	188,827	188,827	0
福利厚生費	6,405,902	6,427,563	△ 21,661
旅費交通費	1,323,631	1,310,190	13,441
通信運搬費	1,451,830	1,358,741	93,089
減価償却費	128,822	170,833	△ 42,011
消耗什器備品費	121,000	521,400	△ 400,400
消耗品費	3,017,411	2,415,109	602,302
修繕費	30,990	80,408	△ 49,418
印刷製本費	2,233,274	2,263,114	△ 29,840
燃料費	79,795	66,554	13,241
光熱水料費	1,075,375	1,238,432	△ 163,057
賃借料	1,956,396	2,433,629	△ 477,233
保険料	120,390	106,320	14,070
諸謝金	680,000	806,000	△ 126,000
租税公課	691,800	751,250	△ 59,450
支払補助金	2,640,513	1,301,318	1,339,195
支払寄付金	58,590	0	58,590
委託費	8,409,110	734,480	7,674,630
雑費	53,560	35,740	17,820
事業費計	51,715,118	44,609,727	7,105,391

(単位:円)

② 管理費			
役員報酬	1,300,000	1,300,000	0
給料手当	4,618,903	4,432,176	186,727
賞与引当金繰入	368,465	371,927	△ 3,462
報償費	0	0	0
退職給付費用	158,494	189,229	△ 30,735
福利厚生費	1,323,506	1,283,966	39,540
旅費交通費	83,587	81,674	1,913
通信運搬費	216,894	192,625	24,269
減価償却費	123,663	123,663	0
消耗什器備品費	0	25,740	△ 25,740
消耗品費	251,092	510,897	△ 259,805
修繕費	0	3,274	△ 3,274
印刷製本費	38,456	54,516	△ 16,060
燃料費	19,949	16,639	3,310
光熱水料費	230,484	224,671	5,813
賃借料	217,491	188,734	28,757
保険料	14,040	17,520	△ 3,480
諸謝金	264,000	396,000	△ 132,000
租税公課	2,400	3,000	△ 600
支払負担金	338,300	338,300	0
委託費	28,710	46,200	△ 17,490
雑費	256,461	250,425	6,036
管理費計	9,854,895	10,051,176	△ 196,281
経常費用計	61,570,013	54,660,903	6,909,110
評価損益等調整前当期経常増減額	3,361,664	1,987,799	1,373,865
特定資産評価損益等	△ 553,187	△ 496,346	△ 56,841
投資有価証券評価損益等	△ 213	△ 154	△ 59
評価損益等計	△ 553,400	△ 496,500	△ 56,900
当期経常増減額	2,808,264	1,491,299	1,316,965
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益			
什器備品受贈益振替額	0	39,401	△ 39,401
経常外収益計	0	39,401	△ 39,401
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	103,230	69,490	33,740
経常外費用計	103,230	69,490	33,740
当期経常外増減額	△ 103,230	△ 30,089	△ 73,141
当期一般正味財産増減額	2,705,034	1,461,210	1,243,824
一般正味財産期首残高	89,350,893	87,889,683	1,461,210
一般正味財産期末残高	92,055,927	89,350,893	2,705,034
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等			
受取民間補助金	0	0	0
② 受取負担金			
受取負担金	2,092,700	205,000	1,887,700
③ 受取寄付金			
受取寄付金	500,000	500,000	0
④ 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 2,600,000	△ 539,401	△ 2,060,599
受取民間補助金	0	0	0
受取負担金	△ 2,100,000	0	△ 2,100,000
受取寄付金	△ 500,000	△ 500,000	0
什器備品	0	△ 39,401	39,401
当期指定正味財産増減額	△ 7,300	165,599	△ 172,899
指定正味財産期首残高	1,500,681,801	1,500,516,202	165,599
指定正味財産期末残高	1,500,674,501	1,500,681,801	△ 7,300
III 正味財産期末残高	1,592,730,428	1,590,032,694	2,697,734

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計						法人会計	合 計
	公 1 暴追思想	公 2 暴排・講習・調査	公 3 相談・被害者 事務所差止	公 4 少年・離脱	共 通	小 計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	9,566,065	9,566,065	9,566,056	19,132,121
基本財産受取利息	0	0	0	0	9,566,065	9,566,065	9,566,056	19,132,121
特定資産運用益	0	0	0	0	366,524	366,524	163,788	530,312
特定資産受取利息	0	0	0	0	366,524	366,524	163,788	530,312
受取補助金等	0	12,564,000	5,100,000	1,040,000	0	18,704,000	0	18,704,000
受取地方公共団体補助金	0	0	3,100,000	1,040,000	0	4,140,000	0	4,140,000
受取民間補助金	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000
受取公安委員会受託収益	0	12,564,000	0	0	0	12,564,000	0	12,564,000
受取民間補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	2,100,000	0	0	2,100,000	0	2,100,000
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	2,100,000	0	0	2,100,000	0	2,100,000
受取寄付金等	500,000	0	0	0	23,963,674	24,463,674	0	24,463,674
受取寄付金	0	0	0	0	3,088,674	3,088,674	0	3,088,674
受取賛助金	0	0	0	0	20,875,000	20,875,000	0	20,875,000
受取寄付金振替額	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000
雑収益	0	0	0	0	19	19	1,551	1,570
受取利息	0	0	0	0	19	19	193	212
雑収益	0	0	0	0	0	0	1,358	1,358
経常収益計	500,000	12,564,000	7,200,000	1,040,000	33,896,282	55,200,282	9,731,395	64,931,677
(2) 経常費用								
事業費	6,765,144	20,683,714	22,046,142	2,220,118	0	51,715,118		51,715,118
役員報酬	520,000	2,080,000	2,340,000	260,000	0	5,200,000		5,200,000
報酬	0	0	6,457,566	0	0	6,457,566		6,457,566
給料手当	1,258,542	4,440,765	1,306,886	399,797	0	7,405,990		7,405,990
賞与引当金繰入	0	1,553,860	430,486	0	0	1,984,346		1,984,346
報償費	0	0	0	0	0	0		0
退職給付費用	18,883	75,531	84,972	9,441	0	188,827		188,827
福利厚生費	80,267	4,913,581	1,371,920	40,134	0	6,405,902		6,405,902
旅費交通費	207,001	237,660	860,023	18,947	0	1,323,631		1,323,631
通信運搬費	498,754	603,713	276,406	72,957	0	1,451,830		1,451,830
減価償却費	0	28,710	100,112	0	0	128,822		128,822
消耗什器備品費	0	121,000	0	0	0	121,000		121,000
消耗品費	1,436,811	1,341,752	186,470	52,378	0	3,017,411		3,017,411
修繕費	0	0	30,990	0	0	30,990		30,990
印刷製本費	1,617,221	296,868	106,894	212,291	0	2,233,274		2,233,274
燃料費	3,990	59,846	11,969	3,990	0	79,795		79,795
光熱水料費	138,291	553,163	337,824	46,097	0	1,075,375		1,075,375
賃借料	184,298	1,174,288	552,272	45,538	0	1,956,396		1,956,396
保険料	936	33,324	85,662	468	0	120,390		120,390
諸謝金	50,000	630,000	0	0	0	680,000		680,000
租税公課	0	646,800	45,000	0	0	691,800		691,800
支払補助金	0	1,600,513	0	1,040,000	0	2,640,513		2,640,513
支払寄付金	0	58,590	0	0	0	58,590		58,590
委託費	748,280	188,100	7,457,730	15,000	0	8,409,110		8,409,110
雑費	1,870	45,650	2,960	3,080	0	53,560		53,560

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計						法人会計	合 計
	公 1 暴追思想	公 2 暴排・講習・調査	公 3 相談・被害者 事務所差止	公 4 少年・離脱	共 通	小 計		
管理費							9,854,895	9,854,895
役員報酬							1,300,000	1,300,000
給料手当							4,618,903	4,618,903
賞与引当金繰入							368,465	368,465
報償費							0	0
退職給付費用							158,494	158,494
福利厚生費							1,323,506	1,323,506
旅費交通費							83,587	83,587
通信運搬費							216,894	216,894
減価償却費							123,663	123,663
消耗什器備品費							0	0
消耗品費							251,092	251,092
修繕費							0	0
印刷製本費							38,456	38,456
燃料費							19,949	19,949
光熱水料費							230,484	230,484
賃借料							217,491	217,491
保険料							14,040	14,040
諸謝金							264,000	264,000
租税公課							2,400	2,400
支払負担金							338,300	338,300
委託費							28,710	28,710
雑費							256,461	256,461
経常費用計	6,765,144	20,683,714	22,046,142	2,220,118	0	51,715,118	9,854,895	61,570,013
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,265,144	△ 8,119,714	△ 14,846,142	△ 1,180,118	33,896,282	3,485,164	△ 123,500	3,361,664
特定資産評価損益等	0	0	0	0	△ 553,187	△ 553,187	0	△ 553,187
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	△ 213	△ 213	0	△ 213
評価損益等計	0	0	0	0	△ 553,400	△ 553,400	0	△ 553,400
当期経常増減額	△ 6,265,144	△ 8,119,714	△ 14,846,142	△ 1,180,118	33,342,882	2,931,764	△ 123,500	2,808,264
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
固定資産受贈益								
什器備品受贈益振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
固定資産除却損	0	103,230	0	0	0	103,230	0	103,230
経常外費用計	0	103,230	0	0	0	103,230	0	103,230
当期経常外増減額	0	△ 103,230	0	0	0	△ 103,230	0	△ 103,230
当期一般正味財産増減額	△ 6,265,144	△ 8,222,944	△ 14,846,142	△ 1,180,118	33,342,882	2,828,534	△ 123,500	2,705,034
一般正味財産期首残高								89,350,893
一般正味財産期末残高								92,055,927
II. 指定正味財産増減の部								
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	2,092,700	0	0	2,092,700	0	2,092,700
受取寄付金	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000
一般正味財産への振替額	△ 500,000	0	△ 2,100,000	0	0	△ 2,600,000	0	△ 2,600,000
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	△ 2,100,000	0	0	△ 2,100,000	0	△ 2,100,000
受取寄付金	△ 500,000	0	0	0	0	△ 500,000	0	△ 500,000
什器備品	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	△ 7,300	0	0	△ 7,300	0	△ 7,300
指定正味財産期首残高								1,500,681,801
指定正味財産期末残高								1,500,674,501
III. 正味財産期末残高								1,592,730,428

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価方法については、原価法により、満期保有目的の債券以外の有価証券の評価方法については、時価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
直接法・定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・職員の退職金の支給に充てるため、自己都合退職による期末要支給額を基準とした金額を計上している。
賞与引当金・・・職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
- (4) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	290,000	0	0	290,000
投資有価証券	1,499,710,000	0	0	1,499,710,000
小 計	1,500,000,000	0	0	1,500,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	1,483,298	347,321	0	1,830,619
減価償却引当資産	3,782,617	252,485	151,380	3,883,722
暴力団追放事業基金引当資産	65,361,925	0	553,187	64,808,738
暴力団排除訴訟支援費用準備資金	7,666,000	10,000,000	7,666,000	10,000,000
神戸市暴力団事務所使用差止請求資金	681,800	2,092,700	2,100,000	674,500
暴力団追放推進資産	0	500,000	500,000	0
什器備品	1	0	0	1
小 計	78,975,641	13,192,506	10,970,567	81,197,580
合 計	1,578,975,641	13,192,506	10,970,567	1,581,197,580

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	290,000	(290,000)	(0)	-
投資有価証券	1,499,710,000	(1,499,710,000)	(0)	-
小 計	1,500,000,000	(1,500,000,000)	(0)	-
特定資産				
退職給付引当資産	1,830,619	-	-	(1,830,619)
減価償却引当資産	3,883,722	(0)	(3,883,722)	-
暴力団追放事業基金引当資産	64,808,738	(0)	(64,808,738)	-
暴力団排除訴訟支援費用準備資金	10,000,000	(0)	(10,000,000)	-
神戸市暴力団事務所使用差止請求資金	674,500	(674,500)	(0)	-
什器備品	1	(1)	(0)	-
小 計	81,197,580	(674,501)	(78,692,460)	(1,830,619)
合 計	1,581,197,580	(1,500,674,501)	(78,692,460)	(1,830,619)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	1,494,223	750,839	743,384
車両運搬具	2,505,880	2,505,879	1
什器備品	626,529	480,719	145,810
ソフトウェア	292,572	146,285	146,287
合 計	4,919,204	3,883,722	1,035,482

- 5 満期保有目的の債券の内訳及び帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。
 (単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
兵庫県第2回20年公募公債	299,850,000	336,306,900	36,456,900
平成22年第9回神戸市公募公債	100,000,000	116,220,000	16,220,000
27回東京都公募公債	99,940,000	114,430,000	14,490,000
27回東京都公募公債	99,940,000	114,800,000	14,860,000
兵庫県第17回20年公募公債	99,980,000	112,110,000	12,130,000
千葉県第19回20年公募公債	200,000,000	218,540,000	18,540,000
兵庫県第35回20年公募公債	200,000,000	199,940,000	-60,000
兵庫県第35回20年公募公債	100,000,000	99,970,400	-29,600
兵庫県第38回20年公募公債	200,000,000	190,560,000	-9,440,000
兵庫県第38回20年公募公債	100,000,000	95,420,000	-4,580,000
計	1,499,710,000	1,598,297,300	98,587,300

- 6 受取補助金等及び受取寄付金及び固定資産受贈益の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 受取補助金等及び受取寄付金及び固定資産受贈益の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。
 (単位：円)

名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取補助金等						
受取地方公共団体補助金	兵庫県警察本部	0	4,140,000	4,140,000	0	一般正味財産
受取民間補助金	全国防犯協会連合会	0	500,000	500,000	0	一般正味財産
	尼崎市暴力団追放推進協議会	0	1,500,000	1,500,000	0	一般正味財産
受取負担金						
受取負担金	神戸市	681,800	2,092,700	2,100,000	674,500	指定正味財産
受取寄付金						
受取寄付金	兵庫県信用保証協会	0	500,000	500,000	0	指定正味財産
	兵遊協福祉基金	0	2,800,000	2,800,000	0	一般正味財産
	自販機設置協力者16社	0	288,674	288,674	0	一般正味財産
固定資産受贈益						
什器備品受贈益	全国防犯協会連合会	1	0	0	1	指定正味財産
合計		681,801	11,821,374	11,828,674	674,501	

- 7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。
 (単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	2,600,000
合計	2,600,000

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記と同じ

2 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,168,074	2,352,811	2,168,074	0	2,352,811
退職給付引当金	1,483,298	347,321	0	0	1,830,619

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	普通預金	普通預金 兵庫県警察信用組合・三井住友銀行 ゆうちょ銀行	運転資金として	9,383,410
	未収金 前払金	野村証券(株)他 神戸文化ホール他	基本財産利息収入の未収分及び補助金 事業で使用する会場費等の前払金	7,614,603 311,960
流動資産合計				17,309,973
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金	定期預金 兵庫県警察信用組合	公益目的保有財産であり、満期保有	290,000
	投資有価証券	野村証券(株)他 兵庫県債・神戸市債 東京都債・千葉県債	目的で保有し、運用益を公益目的 事業及び法人運営の財源として使用 している。	1,499,710,000
特定資産				
	退職給付引当資産	普通預金 兵庫県警察信用組合	職員等の退職金支払に備えた積立資産	1,830,619
	減価償却引当資産	普通預金 兵庫県警察信用組合	巡回相談車他の更新費用に備えた積立資産	3,883,722
	暴力団追放事業基金	投資有価証券	うち45,174,998円は公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業の財源に使用している。 残りは公益目的事業の各事業の財源として使用し、 運用益を法人運営の財源として使用している。	64,808,738
	引当資産	宮城県債・ソフトバンクグループ社債		
	暴力団排除訴訟支援 費用準備資金	定期預金 兵庫県警察信用組合	暴力団排除に資する訴訟費用支援に備えた積立資産で 特定費用準備資金として管理	10,000,000
	神戸市暴力団事務所 使用差止請求資金	普通預金 兵庫県警察信用組合	神戸市内における暴力団事務所使用差止請求関係業務規程に 定める業務の費用として神戸市からの負担金積立預金	674,500
	什器備品	NECノートパソコンPC-VK23LXZGR	寄付により受け入れた什器備品であり 暴力団情報の検索のため使用	1
	その他固定資産	建物附属設備	公益目的保有財産であり、相談事業のため使用	743,384
	車両運搬具	トヨタ エスティマ	公益目的保有財産であり、相談事業その他の事業のため80%、 法人運営のため20%使用	1
	什器備品	電話機一式	公益目的保有財産であり、相談事業その他の事業のため80%、 法人運営のため20%使用	145,809
	電話加入権	N T T 西日本	公益目的保有財産であり、相談事業その他の事業のため80%、 法人運営のため20%使用	347,454
	ソフトウェア	PCA公益法人会計DX	経理事務のため使用	146,287
	出資金	兵庫県警察信用組合	資金管理のための口座開設のため出資	10,000
	投資有価証券	宮城県債	運用益を法人運営の財源として使用	37,262
固定資産合計				1,582,627,777
資産合計				1,599,937,750
(流動負債)				
	未払金	エイプラット他に対する未払額	暴走思想普及啓発事業に係るレンタルサーバ提供委託費 他未払分	2,843,437
	前受金	(有)紙川防水興業	令和4年度賛助会費前受金	60,000
	預り金	職員等からの預り金	職員の令和4年3月分所得税、住民税	120,455
	賞与引当金	職員に対するもの	職員8名の令和4年6月賞与支払に備えたもの	2,352,811
流動負債合計				5,376,703
(固定負債)				
	退職給付引当金	役職員に対するもの	職員等の退職金支払に備えたもの	1,830,619
固定負債合計				1,830,619
負債合計				7,207,322
正味財産				1,592,730,428

令和4年度収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	19,132	19,132	0
基本財産受取利息	19,132	19,132	0
② 特定資産運用益	537	537	0
特定資産受取利息	537	537	0
③ 受取補助金等	26,973	25,764	1,209
受取公安委員会受託収益	12,773	12,564	209
離脱者雇用給付金補助金	5,200	5,200	0
事務所撤去活動推進補助金	8,000	8,000	0
暴力団離脱者損害賠償補助金	1,000	0	1,000
受取民間補助金振替額	0	0	0
④ 受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
⑤ 受取寄付金等	24,417	23,951	466
受取寄附金	3,042	3,031	11
受取賛助金	20,875	20,420	455
受取寄付金振替額	500	500	0
⑥ 雑収益	2	2	0
受取利息	0	0	0
雑収益	2	2	0
経常収益計	71,061	69,386	1,675
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	5,200	5,200	0
報酬	6,803	6,723	80
給料手当	8,691	8,630	61
賞与引当金繰入	2,032	1,961	71
報償費	10	10	0
臨時雇用賃金	0	0	0
退職給付費用	190	190	0
福利厚生費	6,919	6,679	240
会議費	1	1	0
旅費交通費	2,020	2,122	△ 102
通信運搬費	1,883	1,627	256
減価償却費	441	133	308
消耗什器備品費	375	0	375
消耗品費	2,916	2,770	146
修繕費	25	75	△ 50
印刷製本費	3,775	2,860	915
燃料費	146	146	0
光熱水料費	1,160	1,450	△ 290
賃借料	2,599	2,319	280
保険料	149	150	△ 1
諸謝金	816	846	△ 30
租税公課	845	845	0
支払負担金	0	0	0
支払補助金	9,410	7,460	1,950
委託費	8,855	8,801	54
雑費	67	85	△ 18
事業費計	65,328	61,083	4,245

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
② 管理費			
役員報酬	1,300	1,300	0
給料手当	4,786	4,729	57
賞与引当金繰入	369	372	△ 3
報償費	50	60	△ 10
退職給付費用	151	149	2
福利厚生費	1,386	1,368	18
会議費	1	1	0
旅費交通費	96	100	△ 4
通信運搬費	246	244	2
減価償却費	124	124	0
消耗品費	251	327	△ 76
修繕費	4	4	0
印刷製本費	69	66	3
燃料費	36	36	0
光熱水料費	240	300	△ 60
賃借料	239	211	28
保険料	15	15	0
諸謝金	364	496	△ 132
租税公課	5	6	△ 1
支払負担金	338	339	△ 1
委託費	67	36	31
雑費	285	313	△ 28
管理費計	10,422	10,596	△ 174
経常費用計	75,750	71,679	4,071
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,689	△ 2,293	△ 2,396
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,689	△ 2,293	△ 2,396
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益			
什器備品受贈益振替額	66	0	66
経常外収益計	66	0	66
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	66	0	66
当期一般正味財産増減額	△ 4,623	△ 2,293	△ 2,330
一般正味財産期首残高	89,302	87,700	1,602
一般正味財産期末残高	84,679	85,407	△ 728
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等			
受取民間補助金	0	0	0
② 受取負担金			
受取負担金	200	205	△ 5
③ 受取寄付金			
受取寄付金	500	500	0
④ 固定資産受贈益			
什器備品受贈益	0	0	0
⑤ 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 500	△ 500	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	△ 500	△ 500	0
什器備品	0	0	0
当期指定正味財産増減額	200	205	△ 5
指定正味財産期首残高	1,500,522	1,500,263	259
指定正味財産期末残高	1,500,722	1,500,468	254
III 正味財産期末残高	1,585,401	1,585,875	△ 474

組織犯罪対策の推進について



警 察 本 部

目 次

第 1	暴力団情勢等	4
1	暴力団勢力	4
2	県下の暴力団情勢	4
第 2	暴力団対策	6
1	暴力団犯罪の取締り	6
(1)	団体別の検挙人員	6
(2)	罪種別検挙人員	6
(3)	資金獲得犯罪	7
2	暴力団対策法の運用	8
(1)	暴力団の指定	8
(2)	特定抗争指定暴力団の指定	8
(3)	行政命令の発出状況	8
3	暴力団排除活動の推進	9
(1)	暴力団排除条例の活用	9
(2)	暴力団事務所撤去等の推進	9
(3)	公共部門からの暴力団排除の推進	10
(4)	各種事業・取引からの暴力団排除の推進	11
(5)	企業・行政対象暴力対策の推進	11
(6)	暴力団関係相談に対する取組状況	11
(7)	暴力団離脱者の社会復帰対策の推進	11
4	保護対策の徹底	12
5	準暴力団対策の推進	12
第 3	薬物・銃器対策	13
1	薬物事犯の取締り状況	13
(1)	検挙人員	13
(2)	押収量	13
(3)	特徴的傾向	14
2	銃器事犯の取締り状況	15
(1)	拳銃の押収丁数	15
(2)	銃器発砲事件の発生状況	16
3	関係機関との連携	16
4	広報啓発活動	16
(1)	薬物乱用防止セミナー等の実施	16
(2)	各種広報媒体を活用した啓発活動	16
第 4	来日外国人犯罪対策	17

1	来日外国人犯罪の検挙状況	17
(1)	包括罪種別検挙状況	17
(2)	国籍別検挙状況	18
2	外国人総合対策の推進	19
(1)	在留外国人の安全確保に向けた対策の推進	19
(2)	犯罪インフラ事犯の取締り強化等	19
(3)	不法滞在者対策	20
(4)	広報啓発活動	20

※ 本資料に掲載された数値は、令和3年以前については確定値、
令和4年については暫定値である。

第1 暴力団情勢等

1 暴力団勢力

兵庫県下の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の総数は、令和3年末現在約690人で前年と比べて約80人減少した。

うち、暴力団構成員は約330人で約100人減少、準構成員等については約360人で約20人増加したが、全体では暴力団勢力の減少傾向が続いている。

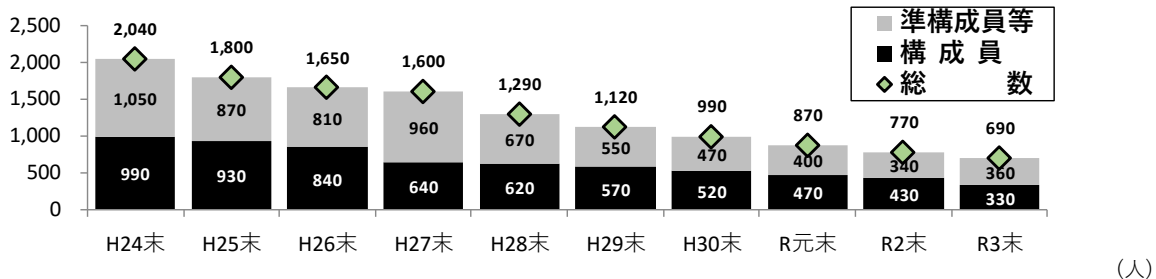
2 県下の暴力団情勢

山口組の分裂後7年が経過したが、六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が終結する兆しは見え、絆會も両団体との対立状態が継続している。

令和2年1月、兵庫県公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団に指定したが、同指定後も警戒区域内で拳銃使用の殺人未遂事件等が発生したほか、本年6月には神戸山口組組長居宅及び絆會会長居宅に対する拳銃等使用の建造物損壊事件が連続発生しており、依然として予断を許さない状況にある。

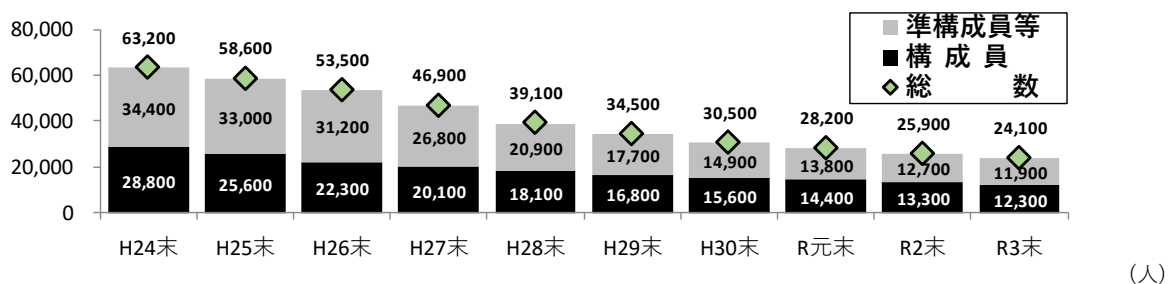
【暴力団構成員等の推移】

[県下]



区分 \ 年別	平24末	平25末	平26末	平27末	平28末	平29末	平30末	令元末	令2末	令3末	前年対比
総数	2,040	1,800	1,650	1,600	1,290	1,120	990	870	770	690	-80
構成員	990	930	840	640	620	570	520	470	430	330	-100
準構成員等	1,050	870	810	960	670	550	470	400	340	360	+20

[全国]



区分 \ 年別	平24末	平25末	平26末	平27末	平28末	平29末	平30末	令元末	令2末	令3末	前年対比
総数	63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	-1,800
構成員	28,800	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	-1,000
準構成員等	34,400	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	-800

※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

【団体別の暴力団勢力（令和3年末）】

[県下] 令和3年末における県下の暴力団構成員等 約690人
 うち六代目山口組 約310人(県下暴力団構成員等の約44.9%)
 うち神戸山口組 約240人(同 約34.8%)
 うち絆會 約50人(同 約7.2%)

(人)

区分	年別	令2末	令3末	前年対比
全暴力団	構成員	430	330	-100
	準構成員等	340	360	+20
	計	770	690	-80
六代目山口組	構成員	100	170	+70
	準構成員等	50	140	+90
	計	150	310	+160
神戸山口組	構成員	270	120	-150
	準構成員等	200	120	-80
	計	470	240	-230
絆會	構成員	50	20	-30
	準構成員等	40	30	-10
	計	90	50	-40
その他	構成員	10	20	+10
	準構成員等	50	70	+20
	計	60	90	+30

[全国] 令和3年末における全国の暴力団構成員等 約24,100人
 うち六代目山口組 約8,500人(全国暴力団構成員等の約35.3%)
 うち神戸山口組 約1,000人(同 約4.1%)
 うち絆會 約230人(同 約1.0%)

(人)

区分	年別	令2末	令3末	前年対比
全暴力団	構成員	13,300	12,300	-1,000
	準構成員等	12,700	11,900	-800
	計	25,900	24,100	-1,800
六代目山口組	構成員	3,800	4,000	+200
	準構成員等	4,400	4,500	+100
	計	8,200	8,500	+300
神戸山口組	構成員	1,200	510	-690
	準構成員等	1,300	540	-760
	計	2,500	1,000	-1,500
絆會	構成員	230	90	-140
	準構成員等	260	140	-120
	計	490	230	-260

第2 暴力団対策

六代目山口組、神戸山口組及び絆會の本拠を抱える本県にとって、暴力団対策は最重要課題の一つであり、県警察では、これら三団体を弱体化し、壊滅に追い込むため、

- 情報の収集、分析
- 実態解明
- 暴力団に対する戦略的な取締り
- 暴力団排除活動
- 暴力団対策法の的確かつ効果的な運用
- 準暴力団対策
- 保護対策

等の総合的な暴力団対策を強力に推進している。

1 暴力団犯罪の取締り

(1) 団体別の検挙人員

区分		年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県下	暴力団構成員等		773	654	586	598	472	242	178	-64
	山口組等		727	612	561	555	432	216	170	-46
	六代目山口組		143	125	128	149	185	89	100	+11
	神戸山口組		584	401	348	329	214	116	54	-62
	絆會			86	85	77	33	11	16	+5
全国	暴力団構成員等		17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	5,584	4,438	-1,146

※ 絆會の新規認定は平成30年3月22日である。

(2) 罪種別検挙人員

令和3年中は472人を検挙している。検挙人員に占める罪種別割合では、依然として傷害、暴行及び恐喝といった粗暴犯が一定水準を占め、暴力団の特質である暴力性・攻撃性に変化はない。

【暴力団構成員等の罪種別検挙人員(県下)】

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
傷害・暴行		177	152	115	116	78	46	28	-18
窃盗		57	42	47	50	37	26	13	-13
恐喝		23	29	39	18	18	11	6	-5
詐欺		118	109	78	89	91	42	43	+1
賭博		11	3	6	0	9	2	2	±0
覚醒剤事犯		128	121	108	129	104	52	29	-23
その他		259	196	192	196	135	63	57	-6
合計		773	654	586	598	472	242	178	-64

※ 覚醒剤事犯には、覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

【主な検挙事例】

- 西宮市久保町における拳銃発砲による建造物損壊事件
(令和3年3月発生、令和4年1月検挙、暴対課・西宮署・尼崎東署・
尼崎北署・川西署)
- 神戸市長田区五番町における車両突入による建造物損壊事件
(令和4年6月発生・検挙、暴対課・長田署)

【六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件検挙事例】

- 神戸市北区における拳銃発砲による建造物損壊事件
(令和4年6月発生・検挙、暴対課・神戸北署)

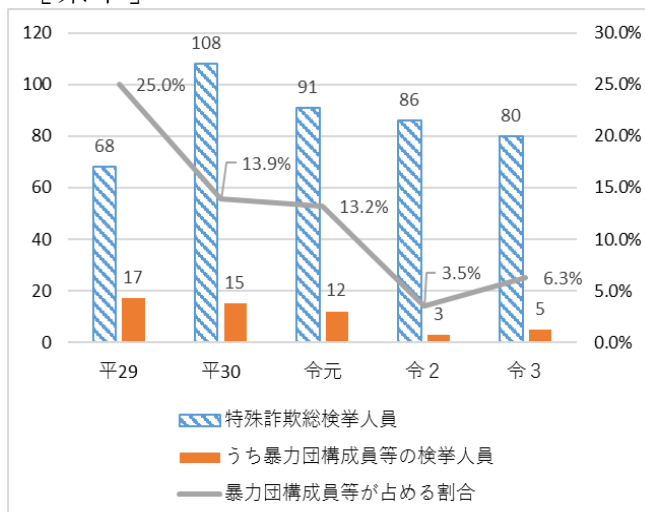
(3) 資金獲得犯罪

暴力団構成員等の総検挙人員のうち、伝統的資金獲得犯罪（覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等をいう。）の検挙人員が占める割合は、25%前後で推移しており、これらが依然として有力な資金源になっているとみられるほか、暴力団の威力を必ずしも必要としない特殊詐欺や各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っていることがうかがえる。

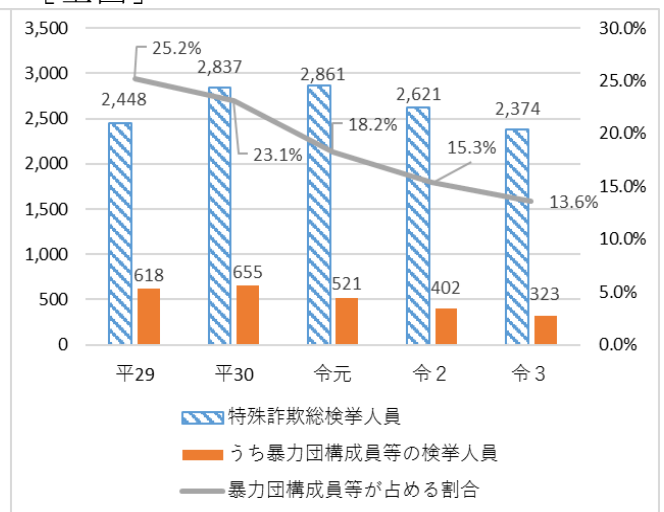
【暴力団と特殊詐欺】

令和3年中の特殊詐欺の総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は、県下で約6.3%、全国で約13.6%を占めるなど、近年、暴力団が資金を獲得する手段の1つとして、特殊詐欺を行っている実態がうかがえることから、県警察では、今秋、刑事部組織犯罪対策局に特殊詐欺特別捜査隊を新設し、取締りを強化している。

[県下]



[全国]



2 暴力団対策法の運用

(1) 暴力団の指定

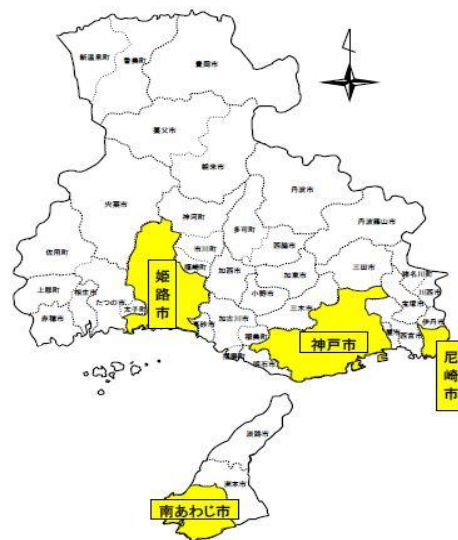
令和4年6月末現在、全国で25団体が指定暴力団として指定されている。

兵庫県公安委員会は、令和4年6月、六代目山口組の第11回指定を行ったほか、同年4月に神戸山口組の第3回指定を、また、令和3年3月に絆會の第2回指定をそれぞれ行っている。

各団体は、組織実態を隠蔽する動きを進め、不透明化、潜在化の傾向を強くしていることから、県警察では、実態解明のため、あらゆる警察活動を通じて関係情報の収集に努めている。

(2) 特定抗争指定暴力団の指定

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和2年1月7日、兵庫県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、令和4年7月7日、10回目の指定期限の延長を行い、警戒区域は、神戸市、尼崎市、姫路市及び南あわじ市の4市を設定している。



【県下の警戒区域】

(3) 行政命令の発出状況

暴力団対策法の規定により、指定暴力団員等が、その所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行うことが禁止されている。

公安委員会等は、同行為を行った指定暴力団員等に対し、中止命令や再発防止命令を発出しており、同法が施行された平成4年以降、令和4年6月末までの発出件数は県下で3,000件を超えている。

なお、令和3年中に発出した38件の中止命令のうち、資金獲得活動である暴力的要求行為に対するものは18件であり、全体の約47.4%を占めている。

【行政命令の発出状況】

(件)

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県 下	中止命令	51	36	34	49	38	16	10	-6
	暴力的要求行為	39	27	23	22	18	9	7	-2
	現場助勢行為	6	6	9	20	10	5	0	-5
	加入強要等	6	3	2	4	8	2	3	+1
	準暴力的要求行為	0	0	0	1	2	0	0	±0
	指詰め強要等	0	0	0	2	0	0	0	±0
	少年入れ墨強要等	0	0	0	0	0	0	0	±0
	事務所における禁止行為	0	0	0	0	0	0	0	±0
	再発防止命令	0	2	0	1	2	1	3	+2
	請求妨害防止命令	0	0	1	0	0	0	1	+1
	賞揚等禁止命令	0	0	0	0	0	0	4	+4
	用心棒行為等防止命令	0	1	0	0	0	0	0	±0
全 国	中止命令	1,369	1,267	1,112	1,134	866			
	再発防止命令	35	43	32	52	37			
	請求妨害防止命令	1	0	3	1	0			
	賞揚等禁止命令	11	16	3	7	11			
	用心棒行為等防止命令	1	6	4	3	1			

3 暴力団排除活動の推進

暴力団排除活動は、社会全体で実施していくことが重要であることから、県警察では、県民、関係機関及び事業者等との連携を一層強化し、暴力団排除に向けた各種取組を推進している。

(1) 暴力団排除条例の活用

不動産所有者や建設工事請負人等に対し、当該物件が暴力団事務所等として使用されることを知った上で譲渡、貸付け又は工事請負契約することを禁止しており、平成23年4月の条例施行以降、同違反行為等による15件の勧告と、同勧告に従わなかった1件の公表を行っている。

(2) 暴力団事務所撤去等の推進

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)が住民の委託を受けて行う適格都道府県センター訴訟等の支援による暴力団事務所撤去活動のほか、暴追センター、民暴弁護士、地域住民等と連携し、暴力団事務所やこれに準ずる拠点の撤去を目的とした決起集会や暴追パレードに参加し、地域住民の暴力団排除意識の高揚を図るなど、各種対策を推進している。

【暴力団事務所等の撤去状況】

(件)

区分 \ 年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県下撤去総数	1	8	1	7	6	1	5	+4



【令和3年度暴力団追放運動功労者表彰式】



【山健組事務所の撤去に向けた暴追決起集会】

【事務所使用差止仮処分命令事例】

- 令和3年12月20日、神戸山口組三代目古川組事務所の使用差止仮処分命令が決定
- 令和4年5月16日及び同年6月20日、六代目山口組五代目山健組事務所及び関連施設の使用差止仮処分命令が決定

【適格都道府県センター訴訟を活用した暴力団事務所の撤去事例】

適格都道府県センター訴訟の申立てを行った暴力団事務所のうち、5箇所が売却・解体等により完全撤去に至っている。

撤去日	暴力団事務所	所在地	撤去概要
H31. 01. 29	神戸山口組四代目山健組傘下組織	神戸市中央区	民間売却（解体）
R03. 08. 27	任侠山口組（現：絆會）二代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）
R03. 12. 03	任侠山口組（現：絆會）（四代目真鍋組）	尼崎市	民間売却（解体）
R04. 01. 18	神戸山口組（俠友会）	淡路市	淡路市が購入
R04. 03. 25	神戸山口組三代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）

(3) 公共部門からの暴力団排除の推進

公共工事を始め、公営住宅、生活保護等公共部門からの排除を実効あるものとするため、各市町における暴力団排除条例の効果的な活用や暴力団情報の提供など各自治体との連携を強化している。

(4) 各種事業・取引からの暴力団排除の推進

金融・証券、建設を始めとする各界において、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入など暴力団排除のための仕組みが作られており、必要な情報提供を行うなど各種業界団体との連携を強化している。

(5) 企業・行政対象暴力対策の推進

暴迫センターと連携して、企業・行政関係者に対する不当要求防止責任者講習を開催するなどの対策を推進している。

(6) 暴力団関係相談に対する取組状況

暴力団等に関する相談に対して適切な対応を進めているほか、暴迫センター、民暴弁護士等と連携した各種支援活動を実施することで、暴力団被害の回復に努めている。

【暴力団関係相談の受理状況】

(件)

区分 \ 年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県下受理件数	2,036	1,986	1,393	912	857	457	438	-19
警察本部	127	143	163	156	126	56	90	+34
警察署	1,274	1,323	830	482	467	263	210	-53
暴迫センター	635	520	400	274	264	138	138	±0
全 国	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058			

(7) 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進

暴力団を弱体化し、壊滅を図っていくためには、暴力団組織を支える人的基盤に対して打撃を与えることが重要であることから、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促す取り組みを強化しており、令和4年4月から、損害補償金支給制度を拡充するなどし、暴力団離脱者の受入賛助事業所の拡大に取り組んでいる。

(人・所)

区分 \ 年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県下	就 労 者 数	1	2	0	0	1	2	+1
	賛助事業所数	32	39	40	44	47	75	+31
全 国	就 労 者 数	37	38	29	23	16		
	賛助事業所数	1,602	1,322	1,406	1,441	1,499		

4 保護対策の徹底

暴力団犯罪被害者や暴力団排除活動関係者等の安全を確保することは、暴力団対策を推進する上で極めて重要であることから、これらの保護対象者に対する暴力団員らによる加害行為を未然に防止するため、各種警戒活動を実施するなど、保護対策の徹底を図っている。



【身辺警戒員の訓練状況】

5 準暴力団対策の推進

近年、暴行、傷害等の暴力的不法行為以外に、特殊詐欺やみかじめ料徴収等の不法な資金獲得活動を行っている例も見られる。

また、暴力団との関係を深化させ、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化している実態がうかがえることから、更に対策を強化する必要がある。

県警察では、「実態解明の徹底」、「違法行為の取締りの強化」、「情報共有の推進」に重点を置いた対策の一層の強化を図り、準暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組みを推進している。

第3 薬物・銃器対策

覚醒剤事犯の検挙人員が依然として高水準で推移しているほか、30歳未満の若年層を中心に大麻乱用の拡大が進むなど、県下の薬物情勢は予断を許さない状況にある。

また、銃器事犯は、暴力団の対立抗争に起因する発砲事件が発生するなど、平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、県警察では

- 密輸・密売組織の取締りと実態解明の強化
- 広報啓発活動の推進

を柱とした薬物・銃器対策を推進している。

1 薬物事犯の取締り状況

(1) 検挙人員

覚醒剤事犯の検挙人員が高止まりの傾向にあるなか、大麻事犯の検挙人員が30歳未満の若年層を中心に増加していることにより、薬物事犯の検挙人員全体を押し上げている。

【薬物事犯の検挙状況】

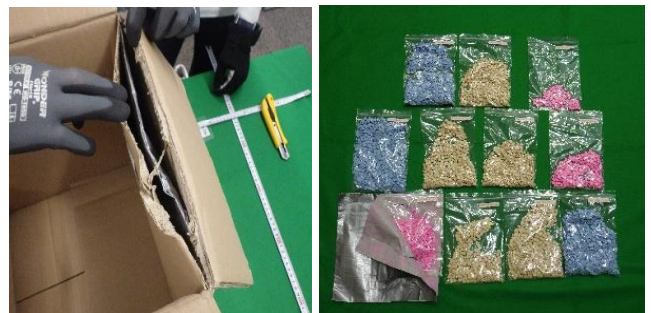
区分		年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県 下	検 挙 人 員		595	665	657	699	714	331	313	-18
	覚 醒 剤 事 犯		379	386	378	386	376	175	142	-33
	大 麻 事 犯		189	269	265	299	312	145	159	+14
	麻 薬 等 事 犯		27	10	14	14	26	11	12	+1
全 国	検 挙 人 員		13,542	13,862	13,364	14,079	13,862			
	覚 醒 剤 事 犯		10,113	9,868	8,584	8,471	7,824			
	大 麻 事 犯		3,008	3,578	4,321	5,034	5,482			
	麻 薬 等 事 犯		421	416	459	574	556			

(人)

【主な検挙事例】

- ベルギー来の国際スピード郵便を使用した麻薬（MDMA）密輸入事件

（令和4年7月捜査終結、
薬物銃器対策課・西宮署
・神戸税関等）



【押収したMDMA】

(2) 押収量

令和3年中、覚醒剤の押収量は減少したが、乾燥大麻の押収量が増加した。また、密輸入事件の検挙によりMDMAの押収が大きく増加した。

【薬物の押収状況】

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比	
県	覚醒剤 (g)	511.8	147.7	4,233.6	6,151.6	405.4	70.4	40.4	-30.0	
	乾燥大麻 (g)	6,370.8	16,628.4	4,782.9	1,293.6	2,793.0	1,541.2	2,744.1	+1,202.9	
	大麻草	(本)	136	227	234	1,835	218	190	9	-181
		(g)	327.2	465.9	309.0	17,240.3	124.4	17.7	145.7	+128.0
	大麻樹脂 (g)	145.0	2.3	0.6	274.3	0.0	0.0	0.0	0.0	±0
	大麻濃縮物 (g)	—	—	—	—	119.9	32.6	36.7	—	+4.1
M D M A (錠)	2	1	2	12	9,027	8,582	607	—	-7,975	
全国	覚醒剤 (kg)	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	—	—	—	
	乾燥大麻 (kg)	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7	—	—	—	
	大麻草	(本)	17,324	4,456	8,074	9,893	7,301	—	—	—
		(kg)	67.5	23.0	33.2	37.9	17.8	—	—	—
	大麻樹脂 (kg)	20.7	2.9	12.8	3.4	2.1	—	—	—	
	大麻濃縮物 (kg)	—	—	—	—	22.2	—	—	—	
M D M A (錠)	3,109	12,274	73,874	90,218	54,192	—	—	—		

(3) 特徴的傾向

ア 暴力団の関与

令和3年中における薬物事犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約19.2%で、薬物事犯に暴力団が深く関与している状況に変わりはない。

【薬物事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
全薬物事犯		595	665	657	699	714	331	313	-18
うち暴力団構成員等		178	163	144	160	137	68	44	-24
(比率)		(29.9%)	(24.5%)	(21.9%)	(22.9%)	(19.2%)	(20.5%)	(14.1%)	—
その他		417	502	513	539	577	263	269	+6

【覚醒剤事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
覚醒剤事犯		379	386	378	386	376	175	142	-33
うち暴力団構成員等		128	121	108	129	104	52	29	-23
(比率)		(33.8%)	(31.3%)	(28.6%)	(33.4%)	(27.7%)	(29.7%)	(20.4%)	—
その他		251	265	270	257	272	123	113	-10

【大麻事犯のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
大麻事犯		189	269	265	299	312	145	159	+14
うち暴力団構成員等		45	41	32	30	32	15	15	±0
(比率)		(23.8%)	(15.2%)	(12.1%)	(10.0%)	(10.3%)	(10.3%)	(9.4%)	—
その他		144	228	233	269	280	130	144	+14

イ 大麻事犯の増加

30歳未満の若年層を中心に大麻の乱用拡大が進み、令和3年中の大麻事犯検挙人員は過去最多を記録した。

これら情勢を受け、令和4年7月に兵庫県警察大麻事犯総合対策推進本部を設置し、県警察を挙げて大麻事犯の取締り及び乱用防止に向けた広報啓発活動を強化している。



【兵庫県警察大麻事犯総合対策推進本部発足式】

【大麻事犯のうち30歳未満の占める割合（県下）】

区分 \ 年別		平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
大 麻 事 犯	大 麻 事 犯	189	269	265	299	312	145	159	+14
	うち30歳未満	118	192	179	227	226	103	118	+15
	(比 率)	(62.4%)	(71.4%)	(67.5%)	(75.9%)	(72.4%)	(71.0%)	(74.2%)	
	そ の 他	71	77	86	72	86	42	41	-1

2 銃器事犯の取締り状況

(1) 拳銃の押収丁数

全国的な拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めてほぼ横ばいで推移しており、県下では年間20丁前後を押収している。

区分 \ 年別		平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県 下	拳銃等の押収丁数	18	21	42	29	11	5	9	+4
	うち暴力団等	4	8	4	1	1	0	1	+1
全 国	拳銃等の押収丁数	360	315	401	355	295			
	うち暴力団等	79	73	77	54	31			

(2) 銃器発砲事件の発生状況

令和3年中、県下で暴力団関係者が関与するとみられる発砲事件が3件発生している。

また、本年6月末現在、暴力団関係者による発砲事件が1件発生している。

【銃器発砲事件の発生状況】

		(件・人)							
区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県下	発生件数	2	1	4	3	3	2	1	-1
	死者数	1	0	3	0	0	0	0	±0
	傷者数	0	0	1	2	1	0	0	±0
全国	発生件数	22	8	13	17	10			
	死者数	3	2	4	4	1			
	傷者数	5	1	8	5	4			

3 関係機関との連携

薬物及び銃器の密輸・密売事件に対応するため、税関、海上保安庁や近畿厚生局麻薬取締部等との情報交換や人事交流、合同による取締りを実施するなど、連携強化に努めている。

4 広報啓発活動

(1) 薬物乱用防止セミナー等の実施

薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知と薬物乱用に対する規範意識の向上を図るため、社会人や大学生等を対象とした薬物乱用防止セミナー等を実施している。

(2) 各種広報媒体を活用した啓発活動

薬物・銃器の根絶や情報の提供を呼びかけるため、FacebookやTwitterなどのSNSをはじめ、テレビ、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発活動を推進している。



【薬物銃器対策課 Twitter】

第4 来日外国人犯罪対策

今後、中長期的に我が国に在留する外国人の増加が予想される中、国際犯罪組織の多様化や犯罪の世界的な展開による日本への浸透が見受けられ、治安に及ぼす影響が懸念される。

これらの犯罪の背景には、偽装結婚などの身分偽装や偽造された身分証明書、他人名義の携帯電話や銀行口座などの「犯罪インフラ」を利用している状況に加え、外国人コミュニティに対する犯罪組織等の浸透がうかがえる。

このような情勢に的確に対応するため、県警察では、令和3年3月、組織犯罪対策局国際捜査課を発足させ、

- 国際犯罪組織の実態解明と取締りの強化
- 外国人総合対策の推進
- 不法滞在者に対する取締りの強化

を柱とした来日外国人犯罪対策を推進している。

1 来日外国人犯罪の検挙状況

【検挙件数・人員】

区分		年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
県 下	総 検 挙	件数	543	629	472	742	641	341	197	-144
		人員	291	340	363	400	411	186	163	-23
	刑 法 犯	件数	412	478	270	502	442	241	141	-100
		人員	183	210	188	207	234	105	114	+9
	特別法犯	件数	131	151	202	240	199	100	56	-44
		人員	108	130	175	193	177	81	49	-32
全 国	総 検 挙	件数	17,006	16,235	17,260	17,865	15,893	7,917	7,060	-857
		人員	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	5,189	4,375	-814
	刑 法 犯	件数	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	4,492	4,252	-240
		人員	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	2,629	2,283	-346
	特別法犯	件数	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	3,425	2,808	-617
		人員	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	2,560	2,092	-468

(1) 包括罪種別検挙状況

来日外国人による刑法犯の包括罪種別検挙状況は、窃盗犯が最も高い割合を占めている。

【包括罪種別検挙状況】

(件・人)

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
刑法犯検挙	件数	412	478	270	502	442	241	141	-100
	人員	183	210	188	207	234	105	114	+9
窃盗犯(構成比)	件数	268 (65.0%)	330 (69.0%)	167 (61.9%)	357 (71.1%)	280 (63.3%)	158 (65.6%)	67 (47.5%)	-91
	人員	85 (46.4%)	98 (46.7%)	100 (53.2%)	98 (47.3%)	98 (41.9%)	47 (44.8%)	41 (36.0%)	-6
凶悪犯(構成比)	件数	4 (1.0%)	9 (1.9%)	3 (1.1%)	2 (0.4%)	6 (1.4%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	-3
	人員	3 (1.6%)	9 (4.3%)	3 (1.6%)	3 (1.4%)	9 (3.8%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	-2
粗暴犯(構成比)	件数	45 (10.9%)	45 (9.4%)	46 (17.0%)	48 (9.6%)	46 (10.4%)	20 (8.3%)	22 (15.6%)	+2
	人員	46 (25.1%)	43 (20.5%)	47 (25.0%)	48 (23.2%)	61 (26.1%)	27 (25.7%)	26 (22.8%)	-1
知能犯(構成比)	件数	9 (2.2%)	41 (8.6%)	12 (4.4%)	40 (8.0%)	58 (13.1%)	34 (14.1%)	25 (17.7%)	-9
	人員	10 (5.5%)	22 (10.5%)	8 (4.3%)	20 (9.7%)	23 (9.8%)	11 (10.5%)	24 (21.1%)	+13
風俗犯(構成比)	件数	4 (1.0%)	5 (1.0%)	7 (2.6%)	8 (1.6%)	9 (2.0%)	3 (1.2%)	2 (1.4%)	-1
	人員	4 (2.2%)	5 (2.4%)	5 (2.7%)	5 (2.4%)	15 (6.4%)	9 (8.6%)	2 (1.8%)	-7
その他(構成比)	件数	82 (19.9%)	48 (10.0%)	35 (13.0%)	47 (9.4%)	43 (9.7%)	23 (9.5%)	25 (17.7%)	+2
	人員	35 (19.1%)	33 (15.7%)	25 (13.3%)	33 (15.9%)	28 (12.0%)	9 (8.6%)	21 (18.4%)	+12

※ 包括罪種とは刑法犯を凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯及びその他の刑法犯の6種に分類したものをいう。

(2) 国籍別検挙状況

来日外国人犯罪(刑法犯・特別法犯)の国籍別検挙状況をみると、令和3年中、検挙件数・人員ともにベトナムが最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

【国籍別検挙状況(県下)】

(件・人)

区分	年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
総	件数	543	629	472	742	641	341	197	-144
	人員	291	340	363	400	411	186	163	-23
ベトナム	件数	195	243	231	261	370	186	91	-95
	人員	131	150	193	195	252	110	94	-16
中国	件数	159	95	105	229	191	114	52	-62
	人員	65	71	78	89	81	35	24	-11
韓国	件数	22	23	55	129	17	10	10	±0
	人員	21	17	22	22	17	9	9	±0
ネパール	件数	3	6	7	7	12	7	7	±0
	人員	4	6	6	7	15	9	8	-1
アメリカ	件数	7	10	9	3	6	5	2	-3
	人員	8	6	4	3	3	2	2	±0
フィリピン	件数	10	12	4	10	5	2	5	+3
	人員	8	12	3	5	5	2	4	+2
その他	件数	147	240	61	103	40	17	30	+13
	人員	54	78	57	79	38	19	22	+3

【主な検挙事例】

- ベトナム人による偽造在留カード使用の携帯電話等不正契約事件
(令和4年1月検挙、国際捜査課・葺合署等)



【押収証拠品】

- ベトナム人による営利目的の麻薬（ケタミン）密輸入事件
(令和4年6月検挙、国際捜査課・東灘署・兵庫署・神戸税関)
- ベトナム人夫婦による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の不正受給事件
(令和4年6月検挙、国際捜査課・長田署)

2 外国人総合対策の推進

(1) 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

外国人労働者の受入れ拡大等に伴い、在留外国人が多く集まる地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校などの外国人コミュニティの増加が見られる。

県警察では、外国人コミュニティに対する防犯・交通安全教室の開催、外国語による防犯チラシの配付等を行うとともに、違法行為を認知した場合は厳正な取締りを実施するなど、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止に取り組んでいる。



【ベトナム語防犯チラシ】

(2) 犯罪インフラ事犯の取締り強化等

犯罪インフラ事犯の例として、不法滞在者が利用する「偽造在留カード等」の製造・所持、就労資格のない者をブローカーの介在等により雇用する「不法就労助長」などが挙げられる。

県警察では、犯罪インフラ事犯の検挙に努めるとともに、関係機関と緊密に連携して犯罪インフラの解明・解体に向けた総合的な対策を推進している。

(3) 不法滞在者対策

ア 検挙対策の強化

不法滞在者は、偽造身分証を利用し正規滞在を装うなど、その手口が巧妙化しているほか、一部の者は集団で窃盗を敢行するなど犯罪組織を形成している状況もうかがえることから、関係部門・関係機関と連携した取締りを推進している。

イ 来日外国人に係る入管法違反検挙人員の状況

(7) 違反態様別

【来日外国人に係る入管法違反検挙人員・違反態様別(県下)】

(人)

区分 \ 年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
不法残留	28	50	82	107	76	43	9	-34
不法在留	1	0	0	0	0	0	0	±0
不法入国	0	0	0	0	0	0	0	±0
その他	26	30	28	18	15	6	9	+3
合計	55	80	110	125	91	49	18	-31

(イ) 国籍別

【来日外国人に係る入管法違反検挙人員・国籍別(県下)】

(人)

区分 \ 年別	平29	平30	令元	令2	令3	令3.6末	令4.6末	前年同期比
ベトナム	24	54	83	91	76	39	17	-22
中国	11	16	13	12	10	8	1	-7
韓国	2	4	3	1	0	0	0	±0
フィリピン	1	6	0	0	0	0	0	±0
その他	17	0	11	21	5	2	0	-2
合計	55	80	110	125	91	49	18	-31

(4) 広報啓発活動

各種事件の検挙広報を通じ、公的機関や事業者が提供する各種サービス等が犯罪に悪用されている現状等について周知を図るほか、同種犯罪による被害拡大の抑止に努めている。